

## 第5章 目標に向けた取組み



## 第1節 介護予防の推進と健康寿命の延伸

### (1) 健康づくり・疾病予防の推進

高齢になっても自立した生活を送るため、発病を予防するとともに、疾病の重症化を防ぐ取組みとして、各種健診などの受診を促進し、個々のリスクに応じた保健指導・健康教育などを関係機関と連携して拡充を図ります。

### (2) 介護予防の普及・啓発

健康に対する自覚を高めるため、健康づくり・疾病予防・介護予防に関する取組みの実践の勧奨と機会の提供、地域を基盤とした健康づくり活動の支援を行います。

「広報よしかわ」や社協だより、包括だよりなどの配布物や地域の掲示板により高齢者向けの事業、イベント、講座など情報発信を行います。

### (3) 介護予防事業の推進

市民一人ひとりが、日ごろから健康への意識を高め、正しい生活習慣を身につけることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるように健康寿命の延伸を図ります。また、日常生活機能の低下が見られる高齢者が要介護状態となることを予防するため、相談体制の充実を進めるとともに効果的な介護予防事業を推進します。

#### ① いきいき運動教室の充実

元気高齢者がいつまでも介護を必要としない状態を保つために、音楽に合わせてリズム体操やストレッチ運動、筋力トレーニングを行う「いきいき運動教室」の充実を図ります。

##### ■いきいき運動教室

実施年度	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数(延べ人数)	397	561	586	660	660	660
開催数(回)	150	180	180	210	210	210

#### ② 地域包括支援センターによる介護予防事業の実施

生涯にわたって自分らしく、いきいきと元気に過ごせるための健康づくりと介護予防を目的に、地域包括支援センターが地域に出向き、介護予防教室を開催します。

転倒防止、認知症予防、自立支援などの介護予防について、今後も参加しやすい会場設定、関係機関との連携を強化し、だれもが身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりや内容の充実を図ります。

■介護予防教室（地域包括支援センター主催）

実施年度	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数(延べ人数)	607	619	689	630	630	630
開催数(回)	31	31	32	30	30	30

③ ふれあい・いきいきサロン活動の推進

高齢者自身の社会参加を通じた介護予防の一環として、地域の集会所などに高齢者が気軽に集まり、お互いがふれあうことで閉じこもり防止となり、高齢者がいきいきと地域で暮らせるように、地域サロン「ふれあい・いきいきサロン」活動の推進を図ります。

④ 地域型介護予防事業の推進

高齢者がいつまでも地域で元気に過ごせるよう、高齢者の健康づくりに関する取り組みができる地域のリーダーを育成し、集会所などの社会資源を活用した自治会などにおける介護予防活動について、拡充を図ります。

■地域型介護予防教室

実施年度	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康づくりリーダー育成講習参加自治会数	14	7	6	6	6	6
開催自治会数	16	14	16	20	23	26

⑤ ふれあいデイサービスの充実

閉じこもりがちになることで、認知症発症の可能性が高くなる独居高齢者や日中独居高齢者に対し、市がバスによる送迎を行い、デイサービスを実施します。高齢者の介護予防、健康の保持とともに、社会参加と生きがいづくりのため、生活の指導や健康のチェック、軽い運動、作品作りなどのサービスを行い、利用者同士の交流の場を提供します。

⑥ はつらつ教室の充実

日常生活機能が低下し、介護が必要となる可能性がある高齢者を早期に把握し、一人ひとりの身体状況に応じた介護予防プログラムによる予防事業の充実を図ります。

また、平成29年度の新しい総合事業移行に合わせ、理学療法士などの専門職による機能訓練型の通所介護予防事業に移行します。

#### (4) 介護予防支援事業の円滑な移行

現在、地域包括支援センターで行っている、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務が、一部予防給付から地域支援事業に移行されることに伴い、地域包括支援センターへの適切な支援や、高齢者の自立支援に資するプラン作成の促進を行います。

#### (5) 介護予防事業の把握・評価事業の取組み

##### ① 介護予防事業対象者の把握事業

地域包括支援センターや、自治会、民生委員からの情報提供など、地域の実情に応じて収集した情報などの活用により、閉じこもりなど、何らかの支援を要する方を把握し、出来るだけ早期に介護予防活動へつなげられるよう、地域の協力体制の確立を推進します。

##### ② 一般介護予防事業評価事業の実施

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などの検証を行い、介護予防事業の事業評価を行い、効果的な事業の実施を推進します。

## 第2節 生きがい活動・社会参加の促進

### (1) 生きがい活動の支援

高齢者が心豊かで充実した生活を送れるように、様々な分野の学習機会を提供するとともに、高齢者が集まって生きがいづくりや健康づくりの活動に取り組むことができるような場の充実を図るなど、生きがい活動を支援します。

#### ① 生涯学習活動の支援

高齢者のニーズを把握し、老人福祉センターや中央公民館などで高齢者を対象とした多彩な講座を実施するなど、高齢者自らが学習できる機会の提供を図ります。

また、公共施設の無料利用証を交付し、高齢者の活動の場を広げます。

サービス名	サービスの内容
公共施設無料利用証	市内に住所を有する70歳以上の個人又は、市内に住所を有する70歳以上の方が2分の1以上を占める5人以上の団体に対して、市内公共施設を無料で利用できる利用証を交付します。

#### ② スポーツ・レクリエーション活動の充実

高齢者が個々の目的、能力、嗜好に応じて気軽に健康づくりを行うことができるよう、高齢者スポーツ大会、ゲートボール大会、演芸大会など、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の拡充を図ります。

#### ③ 老人福祉センターの充実

高齢化が進む中で、高齢者の健康維持・増進、教養の向上、レクリエーション、さらには広い仲間づくりのための憩いの場となる老人福祉センターについて、多くの高齢者が気軽に利用できるよう、引き続き指定管理者制度を活用し、適正な施設管理を行うとともに主催事業の充実を図ります。

## (2) 高齢者の参加・参画による社会活動の支援

高齢者自身が培った知識や経験を活かしながら、社会を支える一員として活躍できるように、社会参加や地域貢献などの機会を提供していきます。また、すべての市民が、支え合い助け合いながら、安心していきいきと暮らせるよう、必要な情報の提供、ボランティアへの支援などを行います。

### ① 老人クラブ活動の支援

本市の老人クラブは、33の地域単位の老人クラブと、その連合体としての連合長寿会が組織化され、平成26年4月現在、会員数は1,442人となっています。

老人クラブの活動は、高齢者の知識・経験を活かして、地域における健康・生きがいづくりや、高齢者の社会貢献・社会参加の促進を図る活動であることから、今後とも、高齢者が気軽に参加し、魅力ある老人クラブ活動が展開できるよう支援します。

### ② 地域交流の促進

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、高齢者などが地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域を拠点に、住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。

地域に交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む場となり、支え合い活動の拠点となることを目指します。

### ③ 介護支援ボランティア制度の周知・推進

高齢者が介護保険施設などにおける社会貢献活動を通じて、いつまでも健康で元気に生活できるように、制度の周知を進め、ボランティア受け入れ施設の充実と、登録者の増加を図ります。

### ④ シルバー人材センターの支援

働く意欲のある高齢者に対し、生きがいとやりがいを持てる社会的な役割を提供することで、就業を通じた社会参加・社会貢献などを促進するため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

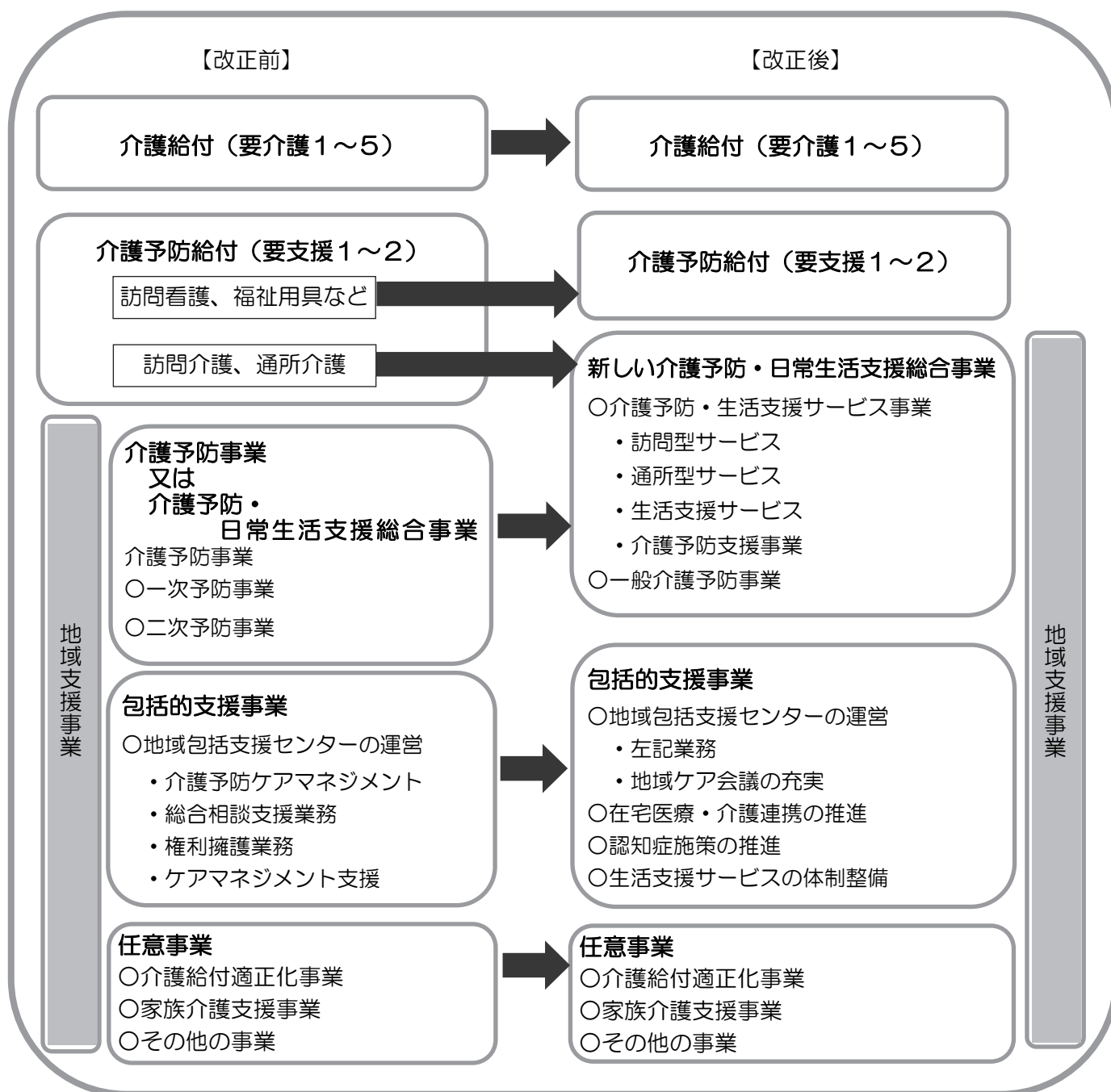
＜シルバー人材センターの主な業務内容＞

植木の剪定・除草・ふすま張り・洋服直しなどの技能職、家事援助、施設や駐輪場の管理  
手芸教室・パソコン教室・着付け教室・野菜販売・竹細工教室などの独自事業

### 第3節 地域における自立支援サービスの充実

高齢者が自宅や住みなれた地域で自分らしく自立した日常生活を営めるように、地域の見守り体制の構築を図るとともに、地域包括支援センターによる支援をはじめとし、多様な主体による日常生活サービスの提供、認知症支援対策の充実、在宅医療と介護の連携強化など、切れ目のないサービス提供の充実を図ります。

■法改正による介護給付と地域支援事業の構成



※介護予防・生活支援サービス事業については、平成29年4月実施を目途に体制を整備します。



## (1) 見守り体制の構築

高齢化の進展とともに懸念される高齢者の孤立化を防ぐため、地域住民を中心として、行政から民間事業所まで、多様な主体の見守り活動への参画を推進し、地域のつながりの強化を図ります。

### ① 地域との連携体制の強化

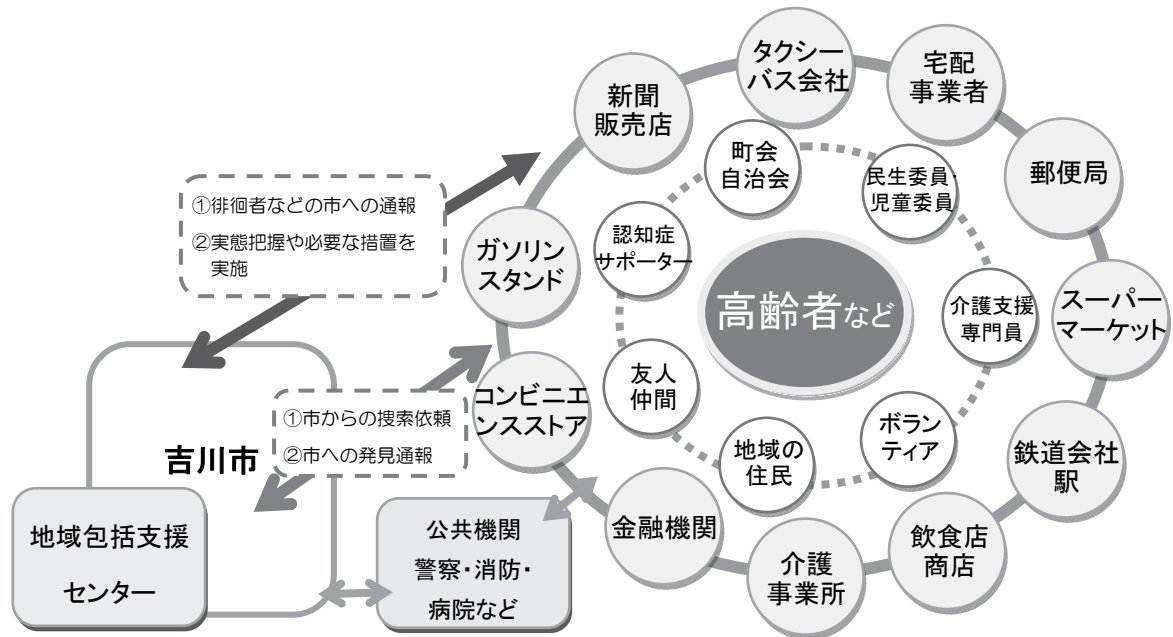
地域の民生委員との連携を強化し、見守りが必要な高齢者の把握に努めるとともに、援護を必要とする高齢者に対し、迅速なサービス提供が出来るよう、連絡体制の構築に努めます。

また、自治会に協力を依頼し、地域における高齢者の見守り体制の必要性を啓発するとともに、住民同士のつながりを強化し、普段の生活の支え合いに発展させていくことを目指します。

### ② 吉川市要援護者見守りネットワークの活用

援護を必要とする高齢者が安心して日常生活が営めるように、市内の関係事業者（金融機関、交通機関、新聞販売店など）が協力して見守りを行い、何らかの異常が発生した場合に支援する「吉川市要援護者見守りネットワーク」について、市民への周知や協力者・協力事業所の拡大などを進め、重層的な地域の見守り体制の確立を図ります。

■吉川市要援護者見守りネットワーク拡大イメージ



## (2) 地域包括支援センターの機能充実

高齢者が住みなれた地域においてその人らしい生活を送れるように、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、在宅医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などの各分野や地域との連携強化を進め、一人ひとりの高齢者の状況に応じた、必要な支援を一体的かつ継続的に提供していきます。

### ① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターについて、相談支援や介護予防ケアマネジメント、認知症高齢者の支援、虐待防止、権利擁護などの機能に加え、在宅医療との連携や地域との連携を強化し、地域包括ケアシステムの中核拠点としての役割を最大限果たせるようにします。

また、平成29年度から実施する新しい総合事業への移行が円滑に行われるよう、予防プラン作成のための増員を図ります。

### ② 地域包括支援のネットワークの充実

地域で暮らす高齢者の日常生活を多層的に支えていけるように、市内の関係機関や関係団体、地域住民への啓発活動により、地域包括支援のネットワークの必要性などについて共通理解を深め、地域包括支援センターを地域の拠点とした地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### ③ 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが実施する地域ケア会議を通じて、地域の課題を把握・整理するとともに、課題の解決に向けて必要な資源を地域で開発します。また、各地域包括支援センターで把握した課題を持ち寄り、市全体で取り組むべき課題を明らかにすることで、必要とされる福祉施策を検討し、日常生活に問題を抱えている高齢者が健全な日常生活を送ることが出来るよう、地域包括ケアシステムの実現を推進します。

#### ■地域ケア会議

実施年度	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア会議	—	10	7	9	9	9
市との連絡会議 (ケアマネジメント会議)	12	12	12	16	20	24

### (3) 生活支援サービスの充実

高齢者が自宅や住みなれた地域で自立した日常生活を継続できるよう、住民やNPOなどによる多様な生活支援サービスの構築を図るとともに、日常生活において手助けが必要な方への支援を充実していきます。

#### ① 介護予防給付から地域支援事業への円滑な移行の推進

介護保険制度の改正により、本市では平成29年度から、要支援認定者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行します。事業の円滑な移行を図るため、各サービスについて類型化し、適正な基準や単価などを定めるとともに、市民やサービス提供事業所などに対し、十分な周知を図ります。

#### ② 生活支援サービスの体制整備

本市における「新しい総合事業」生活支援サービスの提供体制構築を目的とし、生活支援・介護予防サービスの提供主体などが定期的な情報共有及び連携を強化する場として、「協議体」を設置します。

また、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、多様なサービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。

#### ③ 生活支援サービスの提供者の育成・支援

高齢者のニーズの多様化に対応するため、これまでと同様の指定事業者によるサービスの提供を継続するとともに、多様な主体による多様なサービスの提供を目指し、市内のNPOの支援やボランティアの育成を行います。また、高齢者の社会参加を推進するため、シルバー人材センターの活動の充実に向け支援していきます。

#### ④ 在宅生活支援サービスの充実

ひとり暮らしや日常生活能力の低下などにより、日常生活に不安を抱えている方に対するサービスの充実を検討します。また、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りや、安心につながるサービスの充実を図ります。

■ひとり暮らし・高齢者世帯への支援

サービス名	サービスの内容
日常生活サポートサービス	日常生活に不安のある方へ家事援助サービスを提供し、社会的孤立の解消を図ります。
配食サービス	調理などが困難な方に、食生活の改善や健康増進、また、見守り活動を行うため、夕食を自宅まで届けます。
買い物支援サービス	買い物が困難な方に、生活協同組合の宅配を利用して、日常生活品や食料品を自宅まで届けます。
緊急時通報システムの貸与	急病や事故などの緊急時に消防署に速やかに通報できる端末を貸し出します。また、毎月1回の安否確認の実施や、健康や生活に関する電話相談などを看護師などの専門職が受けま
日常生活用具の給付・貸与	火災警報機、自動消火器、電磁調理器、老人用電話を給付・貸与します。
見守り活動事業（吉川市社会福祉協議会によるサービス）	週に1度、乳酸菌飲料を自宅に届け、安否確認を行います。

■介護保険認定で非該当となった高齢者への支援

サービス名	サービスの内容
生活安心ヘルプサービス	身体的不安のある方に対し、介護予防の観点からホームヘルパーを派遣し、炊事・洗濯・掃除などの家事援助を行います。
くらしアップデイサービス	身体的に不安のある方が、特別養護老人ホームなどに通所し、送迎・入浴・食事・健康チェックなどを受けるサービスです。
生活支援ショートステイ	生活環境や心身の状況から何らかの援助が必要な高齢者に対して、高齢者の生活習慣の指導と介護者のリフレッシュなどのために、施設への短期入所を行います。

■介護が必要な高齢者、介護予防が必要な高齢者への支援

サービス名	サービスの内容
寝具洗濯乾燥サービス	寝具洗濯や乾燥が困難なひとり暮らしなどの高齢者に対し、寝具の洗濯と乾燥を行い生活の質の向上を図ります。
介護支援用品の支給	要介護4又は5と認定された在宅の市民税世帯非課税の方に対し、介護に必要な用品（おむつ・ドライシャンプー・消毒液・清拭剤・使い捨て手袋など）と交換できる利用券（月額6,000円＋消費税分）を支給します。
日常生活用具の給付	身体機能低下のため、日常生活に不安がある方に対し、歩行支援用具、入浴補助用具などの購入費を補助します。

外出支援サービス	バス、電車などの一般交通機関の利用が困難で、要介護3・4・5と認定された在宅の市民税世帯非課税の方に対して、本人負担1割で利用できるタクシーの利用券（月額16,000円まで）を交付し、医療機関や公共施設などへの外出を支援します。 また、のぞみ号の貸し出し（社会福祉課）による移送サービスを支援します。
訪問理美容サービス （吉川市社会福祉協議会によるサービス）	要介護4・5と認定された、在宅で生活をしている高齢者に対し、訪問理美容に係る出張費を補助します。
介護用品の貸し出し （吉川市社会福祉協議会によるサービス）	吉川市社会福祉協議会の会員で、在宅で生活（介護）している方にベッド、エアマット、車いすを貸し出します。
紙おむつの支給 （吉川市社会福祉協議会によるサービス）	吉川市社会福祉協議会の会員で、在宅で生活（介護）している方に紙おむつを支給します。

#### （４）認知症施策の充実

今後とも増加する認知症高齢者を地域社会で支える仕組みづくりを推進するため、若年性認知症を含む認知症への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。

##### ① 認知症の啓発・理解向上

認知症を予防し、また正しい介護方法への理解を深めるため、認知症に関する正確な知識・介護方法や支援サービスなどの情報提供を推進します。

##### ② 認知症の相談体制充実と早期対応・早期受診の支援

地域包括支援センターにおいて認知症の相談体制を充実させるとともに、認知症地域支援推進員による認知症施策や事業の企画調整などを行います。また、医療機関と連携し認知症初期集中支援事業を進めるなど、認知症の早期対応、早期受診に取り組めます。

##### ③ 認知症サポーターなどの養成

認知症高齢者の増加を踏まえ、今後とも認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やしていくとともに、すでに講座を受講した認知症サポーターに対し、ステップアップ講座を開催します。

また、小中学校の児童・生徒を対象とした講座を継続開催し、市民みんなが「認知症サポーター」となり、認知症の高齢者を地域であたたかく見守る体制づくりを進めます。

■認知症サポーター

実施年度	実績			見込み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター数 (累計)	2,180	2,291	2,788	3,000	3,200	3,400

④ 認知症ケアパスの普及・活用

認知症と疑われる症状が発生した場合、その家族とともにできる限り住みなれた自宅で生活を継続できるように、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービスの流れ）の作成と普及を図ります。

⑤ 家族介護者支援の充実

認知症高齢者を含めた高齢者の介護をしている家族の介護負担の軽減を図るため、専門家による介護者など相談や認知症カフェの実施、位置情報提供システムを推進するとともに、家族介護者にとって身近な相談支援機会の確保を図ります。

サービス名	サービスの内容
位置情報提供サービス	在宅高齢者が徘徊した場合、GPS と携帯電話の電波を利用し、24時間体制で検索・位置情報を提供する専用端末機を貸し出します。家族がすぐに駆けつけることができない場合は委託業者の緊急対応員が現場に急行します。

(5) 在宅医療と介護の連携強化

医療と介護が相互に連携しながら市民の在宅生活を支えられるよう、在宅療養生活を支える24時間体制の支援の仕組みづくりのため、医師会や訪問看護ステーションなどの医療関係機関とケアマネジャーや介護事業者などの介護関係機関の連携強化を推進していきます。

① 地域の医療・福祉資源の把握及び地域住民への啓発

地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、在宅医療の取組状況や機能などを含めたマップを作成し、市民に配布します。また、在宅医療・介護サービスに関する講演会を開催し、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

吉川松伏医師会、吉川市、松伏町、地域包括支援センター、地域の介護支援専門員などで立ち上げた「吉川松伏医療と介護連携の会」のもとで、医療関係者と介護関係者の間での地域課題の抽出、対策の検討や情報の共有化の仕組みづくり、地域住民への普及啓発を進め、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制の構築を目指します。

③ 在宅医療・介護関係者の研修

「吉川松伏医療と介護連携の会」において抽出した在宅医療と介護の連携の課題を踏まえて、医療関係者と介護関係者に対する研修会を定期的に行い、知識、技術の向上に基づいた地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを進めます。

④ 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の設置

吉川松伏医師会の協力を得ながら、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための体制の整備について、医療・介護関係者、地域包括支援センターなどからの相談の窓口を設置し、在宅医療・介護体制整備の支援を行います。

⑤ 二次医療圏内・関係市町の連携

退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、二次医療圏内の市町と連携し、当該二次医療圏内にある病院と、介護サービス事業者間における情報共有などの方法について協議します。

## 第4節 安心と尊厳保持のためのサービスの充実

高齢者が自宅や住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域における相談体制を構築するとともに、福祉サービスの充実や高齢者の権利擁護を推進します。

### (1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が自宅や住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、補助や助成サービスの充実を図ります。

サービス名	サービスの内容
高齢者世帯賃貸住宅家賃助成	賃貸住宅の家賃が月額 30,000 円以上で、2年以上市内在住の 65 歳以上のひとり暮らしまたは 65 歳以上の方のみで構成されている市民税世帯非課税に対して助成します。
在宅高齢者介護支援手当	6か月以上寝たきりなどの状態にある 65 歳以上で所得税世帯非課税の方に月 4,500 円を支給します。
敬老祝金	4月1日において市内に引き続き1年以上在住している満 88 歳（米寿）、満 99 歳（白寿）を迎える方に敬老祝金を贈呈します。
公衆浴場無料入浴券	65 歳以上の方に、市が契約した公衆浴場（松乃湯）を無料で利用できる利用券を支給します。
介護保険給付サービス負担金補助	介護保険サービスの利用者負担について、介護保険料第1段階の方で、①市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方（生活保護の方は除く）に利用者負担の7割、②市民税世帯非課税で前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下の方に5割をそれぞれ補助します。
障害者・特別障害者認定書	所得税、市県民税で障害者または特別障害者として控除を受けるための認定書を発行します。

### (2) 相談体制の充実

高齢者の多様なニーズに対応できるよう、地域包括支援センターの相談支援について、支援を必要とする誰もが相談できる地域の福祉の窓口として体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者と連携しながら、課題解決へつなげていく体制を整備します。



### (3) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしができるよう支援します。

#### ① 成年後見制度の周知と利用促進

判断能力が十分ではない高齢者などの権利や財産、暮らしを守る成年後見制度の周知を図るとともに、相談の充実など利用しやすい環境づくりに努めます。

#### ② 福祉サービス利用援助事業の推進

ひとりで生活していくには不安のある高齢者や障がい者など支援が必要な人に対し、吉川市社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービス手続や金銭管理などの援助を行う「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」について、今後とも、事業の周知を図るとともに、利用手続きについての支援を行います。

#### ③ 高齢者虐待の防止と高齢者保護

高齢者虐待に関係する正しい知識や理解の啓発、早期発見、迅速な対応をするために、地域住民や民生委員・児童委員に対し、虐待に関する相談窓口や対応方法についてのPRや勉強会を開催します。

また、地域包括支援センターや関係機関との連携により、見守りネットワークを通じて高齢者虐待の防止や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者や虐待をしてしまった養護者に対する適切な支援を行います。

## 第5節 介護保険サービスの充実

### (1) 居宅サービスの充実

要介護認定者の重度化の予防・防止、家族介護者の負担軽減を基本に、介護給付サービスを提供していきます。

居宅サービスについては、自宅で暮らし続けられるように、事業者との連携により、サービスの確保・充実を進めます。

#### ■介護保険給付サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修費支給
- ・居宅介護支援

### (2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者が増加していく中で、介護が必要になっても住みなれた地域で生活が継続できるようにするためのサービスです。

高齢者のニーズを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を進めるほか、認知症高齢者が要介護などの状態になっても、できる限り住みなれた地域などでの生活を続けられるようグループホームなどの整備を進めます。

## ■地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- 地域密着型通所介護

### （３）施設サービスの充実

介護施設サービスについては、サービスの質の向上により入所者の心身状態の改善を促進するとともに、待機者がいることを踏まえ特別養護老人ホームの整備を進めます。また、居宅サービス、居住系サービスなどの活用により、施設から在宅への復帰を支援します。

### （４）予防サービスの提供体制の構築

要支援認定者に対する訪問介護・通所介護サービスの地域支援事業への移行に対応して、従来の介護保険サービスの枠にとらわれずに、地域の既存サービスの活用や利用者のニーズに合ったサービスの創設などにより、新しいサービスの提供体制の構築を図ります。

### （５）サービスの質の向上のための基盤整備

#### ① 介護支援専門員の支援

介護支援専門員の研修や地域包括支援センターを通じ介護支援専門員を支援するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

#### ② 制度情報、事業者情報の提供

介護保険制度に対する理解を図るため、広報よしかわや市ホームページ、介護支援専門員などを通じて、制度の情報や事業者の情報を周知します。

### ③ 介護相談員派遣の推進

介護保険施設入所者の抱える問題や不満を解消するために、介護相談員を派遣し、入所者からの相談を受けるとともに、施設と市の橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上に努めます。今後、地域密着型サービスや要請に応じて居宅サービスについても派遣対象に加えサービスの質の向上に努めます。

### ④ サービス事業者への指導・監督など

介護サービス事業者に対する指導・助言により、利用者にとって適正なサービスの提供や介護給付の適正化が図られるようにします。

また、地域密着型サービス事業者については、公平・公正で透明性の高い審査により良質な事業者を選定するとともに、サービスの質の向上に向けての指導・監督を行います。

### ⑤ 介護従事者の確保・育成

介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、今後も大きく膨らむものと見込まれています。

このような中で、安定的に質の高いサービスを提供するためには、介護人材の確保・養成を図ることは重要な課題であることから、市内の介護施設や事業者の人員確保を支援していくため、介護保険施設や事業所の求人情報の紹介など、情報提供に努めます。

また、介護職員が専門性や意欲を高めるための研修機会を提供します。

## 第6節 だれもが暮らしやすいまちづくり

### (1) 外出しやすい環境づくり

高齢者が積極的に外出できる、いきいきとした活力ある高齢社会を実現するため、だれもが外出しやすい環境づくりを推進します。

#### ① 福祉のまちづくりの推進

すべての人が、まちの中で安全に移動し快適に行動できるよう、市の各部署が連携し、建物や道路などバリアフリーのまちづくりを推進します。

#### ② 外出、移動支援の推進

高齢者や障がい者の外出の手段を確保するため、福祉有償運送や外出支援サービスを推進します。

#### ③ 公共交通機関の整備

高齢者や障がい者が自由に移動でき、様々な活動に参加できるように配慮した公共交通機関の環境整備について、引き続き事業者へ協力を求めています。

また、路線バスについては、超低床ノンステップバスの導入を支援し、公共交通機関のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者の移動ニーズや利用意識を踏まえた上で、利用しやすい公共交通体系の検討を進めます。

### (2) 高齢者の暮らしと安全の確保

高齢者が地域で安全・安心な生活を送れるよう、地震や水害などの災害から高齢者を守るための安全な環境整備を促進するとともに、災害発生時における地域での支援体制づくりを進めます。

また、高齢者が消費生活上の被害をはじめ犯罪に巻き込まれないよう、悪質商法などの情報の提供を図るとともに、相談体制の強化、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

#### ① 災害時要援護者の支援体制の整備

災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者の安全が確保されるよう、民生委員や自治会、自主防災組織などの地域住民との協力、連携のもと、要配慮者への日頃からの見守り活動などを行うとともに、災害時における避難支援者の確保を図るなど、避難や安否確認、情報伝達などの支援体制の充実を図ります。

## ② 消費者被害・防犯対策の充実

高齢者が消費生活上の被害に巻き込まれないよう、関連機関と連携のもと、消費者被害に関するチラシの配布や防犯講座の開催など啓発活動を進めるとともに、高齢者がすぐに相談できる窓口の拡充を図ります。また、自治会など地域における自主防犯活動を支援します。

## (3) 住まいの確保

高齢者が加齢により身体機能の低下や障がいが生じた場合でも、可能な限り自立し安心して在宅生活を営めるよう、住宅のバリアフリー化をはじめ高齢者が安心して生活できる住環境の整備、多様な住まいの確保を図ります。

### ① 住宅のバリアフリー化推進

住宅改修費の助成、住宅改修の支援・指導など、住宅のバリアフリー化を推進します。

### ② 高齢者向け住宅の供給支援

ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅は、民間事業者による整備が進んでいますが、国・県による制度検討の動向などを踏まえ、適切に供給されるよう支援します。

### ③ 養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの確保

援助が必要な高齢者に対応できるよう、必要に応じて養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスなどの確保を図ります。